

新城市民病院建設基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新城市民病院の新病院の建設にあたり、新病院が地域医療を担う自治体病院としての機能、役割等の新城市民病院建設基本構想（以下「基本構想」という。）策定に関し、幅広い分野の意見及び助言を計画へ反映させるため、新城市民病院建設基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新病院の基本的な機能、役割等に関すること。
- (2) その他基本構想に関し必要な事項

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員会の委員は、学識経験者、医療関係者、行政機関関係者、市民代表等のうちから市長が委嘱する。

(会議)

第4条 会議は、経営管理部総務企画課（以下「事務局」と言う。）が招集する。

2 事務局は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 事務局が特に緊急を要すると認めたものについては、メール、郵送等により議事を決定することができる。

4 出席できない委員がいた場合は、資料等を送付し、別途意見を聴取する。

5 委員会は、オンラインにおける参加も可能とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、経営管理部総務企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、事務局で定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

2 この要綱は、新城市民病院建設基本構想の策定が完了した日をもって、その効力を失う。